



2025 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社T B S ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 阿部 龍二郎
(コード：9401 東証プライム)
問合せ先 総務局コーポレート業務推進部長
石井 孝尚
(TEL. 03-3746-1111)

役員向け株式報酬制度（R S 信託）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（以下のとおり、社外取締役を除きます。）に対し、信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、2025 年 6 月 27 日開催予定の第 98 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的等について

当社は、2021 年 5 月に公表した長期経営ビジョン「T B S グループ VISION2030」及び 2024 年 5 月に公表した「T B S グループ 中期経営計画 2026」のとおり、当社グループの中長期的な企業価値の向上のための取組を行っています。かかる中長期的な企業価値の向上に向けた貢献意識をより高めること、さらには、ステークホルダーの皆様との価値観の共有を深めることを目的として、取締役の報酬と当社の企業価値との連動性をより明確にするために、当社の役員報酬制度の一部改定を行うこととしました。本制度の導入は、かかる役員報酬制度の改定の一環として行うものです。

なお、後述のとおり、本制度は、原則として中期経営計画期間における業績に連動した報酬を支給するものであるため、本制度の対象者には当社社外取締役は含めないことといたします。

（当社社外取締役の報酬制度の一部改定については、本日開示の「当社社外取締役に対する業績非連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。）

本制度の導入は、本株主総会における承認可決を条件といたします。

なお、本制度に係る報酬枠は、2014 年 6 月 27 日開催の第 87 期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の金銭報酬の限度額（年額 9 億円（うち社外取締役については年額 6,000 万円（2023 年 6 月 29 日開催の第 96 期定時株主総会で年額 8,000 万円に改定））以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）及び 2019 年 6 月 27 日開催の第 92 期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の株式報酬（譲渡制限付株式）の限度額（年額 1 億 8,000 万円（社外取締役は対象外）以内。）とは別枠とします。

また、本株主総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合、当社の執行役員並びに株式会社T B S テレビの取締役（非常勤取締役を除きます。）及び執行役員（以下、総称して「執行役員等」といいます。）に対しても、取締役に対するものと同様の株式報酬制度（R S 信託）を導入する予定です。この場合、執行役員等も当社取締役と同様に、本制度運用のために当社が設定する信託（2023 年 7 月 21 日に、当社の一部子会社の取締役を対象とする株式報酬制度を導入する

ために設定済みであり、以下、「本信託」といいます。)の受益者となります。また、当社は、執行役員等に対して交付するための株式取得資金につきましても当該信託の受託者に併せて信託いたします。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の仕組み

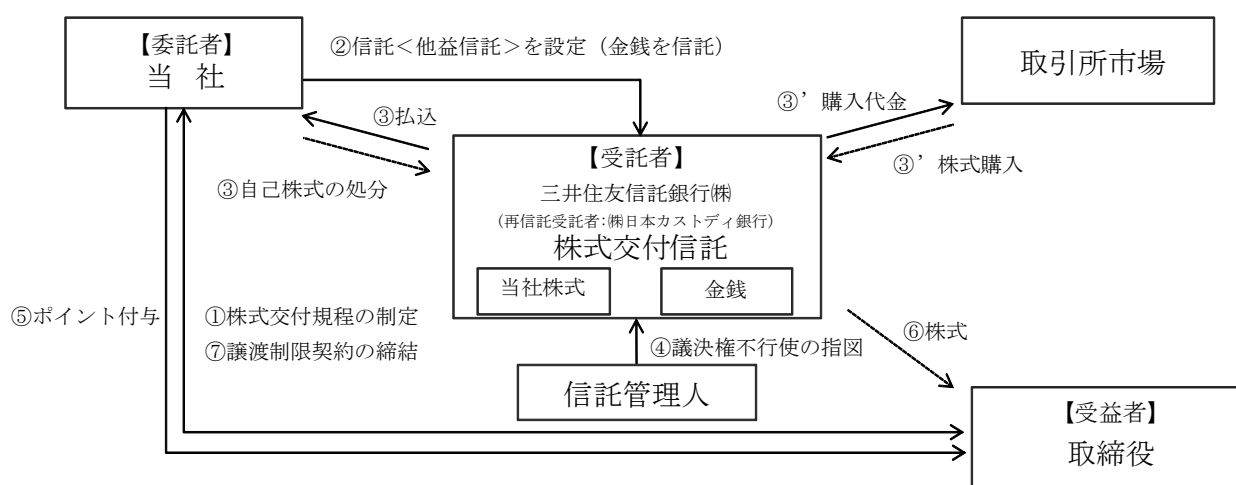
本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（上記のとおり設定済みです。）が当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される（ただし、下記3.のとおり、当該株式については、当社と各取締役との間で譲渡制限契約を締結することにより譲渡制限を付すものとしします。）、という株式報酬制度です。

なお、本制度による報酬は、2026年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの2事業年度（以下「対象期間」といいます。ただし、下記（4）のとおり、対象期間を延長することがあります。）の間に在任する当社取締役に対して支給するものとします。

取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として、評価対象期間（注1）終了後の所定の時期です。

注1：当社の中期経営計画期間を「評価対象期間」（ただし、初回の「評価対象期間」は、2025年4月1日から2027年3月末日までの事業年度）とします。なお、対象期間を延長した場合には、2027年4月以降は、関係する当社の中期経営計画期間をもって新たな「評価対象期間」として設定します。以下も同様です。

＜本制度の仕組みの概要＞



- ① 当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は当社を委託者として設定済みの信託（本信託）の受託者に、株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、当社の取締役に交付するための株式取得資金については、当社の株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。）を拠出（追加信託）します（注2）。
- ③ 受託者は、本信託内の金銭を原資として、今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分を受ける方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当

該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。

- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託に係る信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。
- ⑦ 交付された当社株式については、当社と当該取締役との間で、交付日から退任日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

注2：当社は、当社の一部子会社を対象とする株式報酬制度運用のために当社を委託者として本信託を設定済みであり、本信託は、当該子会社の取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当該子会社が拠出（委託者としての当社がこれを信託）した金銭を原資として当社株式を取得しています。

（2）本信託に対する金銭の信託

本株主総会で本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当社は、下記（6）に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を本信託に拠出（本信託に追加信託）します。本信託は、下記（5）のとおり、本信託内の金銭を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

（3）信託期間

信託期間は、2023年7月から2028年8月（予定）までの約5年間として設定しております。ただし、下記（4）のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

（4）本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、対象期間中に、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、合計金 608 百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出（本信託に追加信託）します。本信託は本信託内の金銭を原資として、当社株式を、当社からの自己株式の処分を受ける方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します（注3）。

注3：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、上記のとおり当社の執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入した場合には、当該制度に基づき執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金もあわせて信託するほか、当社の一部

子会社の取締役の取締役に交付するために必要な当社株式の追加資金として当該子会社が拠出する金額を追加信託することがあります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い、本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金 304 百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（6）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します（以降も同様とします。）。

（5）本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（4）の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記（4）の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

（6）取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に對するポイントの付与方法

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日（原則として評価対象期間の終了後）において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します（注4）。

注4：役位等に応じて定める数に当該評価対象期間における業績連動指標の目標達成率に応じて変動する業績連動係数を乗じて算出するものとします。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、一の評価対象期間に對する職務執行の対価として、51,500 ポイントに当該評価対象期間の事業年度数を乗じたポイント数を上限とします。

なお、かかる業績連動指標や業績連動係数のレンジは、報酬諮問委員会にて審議し、同委員会の答申を踏まえて当社の取締役会において決定するものとします。初回の評価対象期間における業績連動指標は、「TBSグループ中期経営計画 2026」において掲げる財務及び非財務の目標値等から採用する計6項目とし、また、業績連動係数のレンジは0%から100%までとする予定です（ただし、この算定方法により算定されるポイントの総数が上記のポイント総数上限を超過することとなる場合には、按分等の方法により調整します。）。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が正当な事由以外により退任する場合等には、それまでに付与されたポイントは消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1 ポイントは当社株式1 株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1 ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則として評価対象期間の終了後に、下記3. の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の手続を経ることを条件として、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます（注5）。

ただし、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭（当該換金額）を交付することがあります。

注5：ただし、当社が評価対象期間の途中で退任する場合には、当該評価対象期間終了より前にポイントを付与したうえで、当社の普通株式を本信託から交付することがあります。この場合には譲渡制限契約の締結を条件としないものとします。

（7）議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

（8）配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

（9）信託終了時における当社株式及び金銭の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

3. 取締役に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

上記2.（6）②の当社株式の交付に当たっては、当社と取締役との間で譲渡制限契約を締結するものとし、その内容として、次の事項を定めることといたします。

- ① 取締役は、本制度により交付を受けた当社株式につき、その交付を受けた日から退任日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該当社株式を無償で取得すること
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

ただし、退任日以後に交付する当社株式（もしあれば）については、譲渡制限を付さないものとします。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	当社の取締役、執行役員等及び当社の一部子会社の取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2023年7月21日
信託の期間	2023年7月21日～2028年8月31日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以 上